

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008門第65号	
事故等名	漁船第二十八開洋丸乗揚	
発生年月日時刻	平成20年8月7日13時00分ごろ	
発生場所	大韓民国統営(トンヨン)港沖合 (概位 北緯34° 47. 2' 、東経128° 25. 6')	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月1日門司・地方事故調査官が、海難報告書を精査し、船長から事故概況を電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	漁船 第二十八開洋丸 293トン 114751 有限会社開洋水産	
乗組員等に関する情報	船長 四級海技士(航海)	
負傷者	なし	
損傷	右舷船底船尾に凹損	
事故等の経過	本船は、船長ほか4人が乗り組み、鯛20トンを積載し、揚荷の目的で、愛媛県宇和島港を発し、大韓民国統営港に向かい、同港沖合に到着して、水深などを調査しないまま錨泊して揚荷作業を開始し、揚荷作業を続けていたところ、平成20年8月7日13時00分ごろ、岩礁に乗り揚げた。 当時、喫水は船首3. 4m、船尾4. 6mで、潮候は下げ潮の初期にあたり、潮高は約1mであった。 乗揚後、本船は、満潮を待つて自然離礁し、宇和島港に帰港した。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	あり あり なし 本船が、錨泊前に水深を測定しなかったものと考えられる。 本船が、潮高等の水路調査を十分に行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が水路調査を十分に行わなかったため、岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	